

青森大学教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第55条の規定に基づき、各学部を設置する教授会について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員)

第2条 教授会は、当該学部の教授及び特任教授をもって組織する。

2 必要あるときは、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(所掌事項)

第3条 教授会は、学長が当該学部に係わる次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集及び議長)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長が不在のときは、学部長があらかじめ指名した者が議長の職務を代行する。

(定足数及び議決)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 構成員のうち、長期研修又は病気その他の事由のため3ヵ月以上、出席できない者は、定足数に含めない。

3 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(開催)

第6条 教授会は、定例とする。ただし、学部長が必要に応じて臨時に開催することができる。

2 定例教授会は、原則として毎月1回とする。

3 臨時教授会は、学部長が必要と認めるとき、これを招集する。ただし、構成員の過半数以上からの要請があったときは、招集しなければならない。

(構成員以外の出席)

第7条 学部長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ意見をきくことができる。

(議事録及び報告)

第8条 学部長は、教授会の開催の都度、選出された2名の署名捺印した議事録を作成し保管するとともに、その写しを添えて、審議の結果を学長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 教授会の庶務は、事務局が処理する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、部長会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。